

近世日向漂着唐船研究終章

黒木 國泰

A Conclusion on the Study of Chinese Ships Drifting Ashore on the Hyuga Coast in the Late Medieval Japan

Kuniyasu KUROKI

はじめに

近世期幕藩体制のもとで、唐船等の外国船が日本沿海に接近し、停泊する事態（これを漂着という）が発生したとき、幕府各藩はどのような対処をなすべきだと定めていたか。危機対処マニュアル「手当」がどうであり、その実態はどうであったか。また時期による変化があったのか、を考えたい。

近世期を通して、先ず第一に、軍事的な侵略であることを想定した軍役としての緊急時の備えをとる。そうでなくて幸い商船等の海難事故での漂着であれば、キリスト教禁令と抜け荷防止の対処をとり、海難民・船を保護し一般住民から隔離する。明朝末期と鄭氏滅亡時期にはとくに密入国者の取り締まりが加わる。幸い唐船による攻撃はなく、侵略的な軍船の渡来は欧米諸国のみであり、1808年のフェートン号、さらにペリー艦隊、薩英戦争、四国艦隊の下関攻撃などであった。長崎以外の地に来航する唐船は抜け荷目的を除けば海難難民であり、すべて長崎から本国へ送還された。にもかかわらず唐船に対する軍事的な危機感と防備体制は幕末に至るまで継続したのである。

小稿では、近世期17世紀～19世紀における環シナ海地域をとらえる時期区分を次の様に考える。

先ず江戸幕府日本が17世紀初頭に幕藩体制を確立し、海防体制を強化しながら、一方では、中国の混乱の間隙を縫って、小中華帝国システム圏域を、琉球・朝鮮をふくむ広域の鎖国体制として成立させた。（後述）中国では1644年に明朝が滅亡し、300年継続した明朝による冊封朝貢システムが崩壊した。満州族清朝が中国を支配する「華夷変態」期において、環シナ海域では鄭氏勢力が反清朝戦争を継続しており、環シナ海の制海権は鄭氏勢力の手中にあった。（註1）

ようやく1683年に台湾の鄭氏を降伏させ、清朝が環シナ海の制海権を獲得した。かくして中国清朝を中心とする冊封朝貢システムが再形成され、13年後の1696年に至って、ついに江戸幕府が環シナ海における清朝優位の力関係を追認して、琉球国に対し、日本の領有権を保持したままで、清朝朝貢システムの中に位置づけざるをえないとの判断を下した。

さらに乾隆帝の治世になると、1737年には清朝が難民救助・送還システムを設立した。清朝の冊封国である琉球国を領有している日本は、清朝中国を中心とする政治圏域（朝貢冊封国体制）からの距離を、

より明確に保たざるをえなかった。清朝中国の送還システムの成立とは、もとより環シナ海の家難難民の送還が中国の冊封体制の枠組みの中で、公的に行われるようになったことを意味する。したがって『清代中琉関係档案選編』（中華書局、1993年）も、この時期、乾隆2年（1737年）からの奏摺を掲載しているわけである。さらには、この撫恤システムが成立したことによって、清朝による環シナ海制海権の掌握を基盤に置いた朝貢冊封体制が名実ともに確立したといえる。

そうして寛政期から幕末にいたる欧米列強からの侵略に備える時期がくる。以上の時期区分に沿って、まとめていくことにする。

1 近世初期環シナ海地域システムと日中の海難難民取扱のちがい

17世紀初頭に薩摩日本が琉球国を侵略し支配した情報は、明朝中国が掌握していた。清朝期には中国民間においても、周知のことであった。（註2）ただし、近世期環シナ海域において日本側（幕府薩摩藩）は公然と琉球国支配を顕然化したり主張してはいない。したがって琉球国の領有権問題が明清朝冊封体制の体制的危機に直結しなかったわけである。

近世期日中交易は非公式のものであった。そのなかにあっても清朝地方官から日本への難民送還があり、その際の咨文の宛名は「日本国王」であった。清朝サイドからみると、形式的には清朝冊封朝貢システムの外縁に日本を組み込んだ形をとっていたといえる。日本からの回賜文の差出人は、長崎奉行であった。しかし、このかみ合わぬ咨文のやり取りは、ルソン漂着難民送還をめぐるトラブルにより、明和4年（1767年）に幕府が取りやめた。（黒木2005年）

唐船などの異国船が日本に漂着した際、幕府・長崎奉行は、漂着地各藩に対して救護そして長崎送還についてのきわめて厳しいシステムを強いた。また唐船・オランダ船・朝鮮船による異国漂着の日本人を入国させる際にも、幕府・長崎奉行が厳格に対処し、長崎では難民だけでなく送還してくれた唐人達をも尋問するシステムであった。

清朝中国と日本における海難難民救護について、比較をしてみよう。左が中国漂着の日本人難民。右が日本漂着の中国人難民の処遇である。

〈中国に漂着の日本人〉

○寺・廟・旅宿か洋銅商人の店舗に宿泊。

○救護・送還体制のもとでは皇帝から竜牌を下賜、公的に救助・護送され、洋銅商人により長崎貿易の唐船に乗せられて長崎送還。

〈日本に漂着の異国人〉

○漂着地において、原則として上陸を許さない。船中に収容。破船の場合は仮小屋に収容。

○漂着地において、氏名・年齢・身分・宗教事項を記録させ、老中・長崎奉行・隣藩に報告させる。漂着地の隣藩にも監視させる。

○漂着地の藩が長崎まで回送する。

○長崎においては未決囚牢獄に収容。

○一貫して犯罪者と同様の待遇。

以上のように、中国と日本との海難難民に対する対処の仕方が、はっきりと異なっている。(註3)

近世日本政府は、出入国管理を長崎で厳格に行っている。すなわち異国の人を通してであれ、送還された日本人の海難難民からであれ、異国のモノ・カネ・情報ともに、一般の日本人への接触・流入を厳格に断つ政策を採っている。それにもまして、日本への異国のヒトの流入を阻止しようという政策意図が明確に認識できる。

この日本の厳格な海難難民への管理政策の背景には、鎖国体制が日本国内に唐モノを安定供給したいけれど、一方ではヒト・カネ・情報の流入を阻止するシステムであったことと密接不可分の関係がある。

これに対して、中国圏域に漂着した日本人に対する明・清朝の姿勢は、きわめて緩やかであった。(註4)

2 鎖国体制の成立

(1) 鎖国体制下、日本における漂着唐船・異国船への対処の体制はきわめて厳格である。軍役として位置づけられている。戦闘態勢であり、撫恤する姿勢ではない。幕府の「対外」政策の基調は海防が第一だった。しかし鎖国当初のポルトガルに対する防備と17世紀末の鄭氏滅亡期、そして幕末期の開国を迫るロシア・アメリカ等の外圧から日本沿海を防備する緊迫した時期を除き、異国船・人の侵略に対してよりも、キリスト教関係文物とキリシタンの流入・侵入と密貿易・抜け荷の厳禁、および難民の流入阻止が重要課題であった。したがって鎖国システムは、実質的には外向きというよりも、むしろ日本人に対する国内的な体制管理、国内秩序を維持することを最優先しているようにみえる。この点、中国を中心とする朝貢システム理念とは異なっていると理解できる。

(2) 近世日本は、対外関係の上で、体面にはこだわるけれども、外交文書の取扱について、官位相当などの朝貢論理に無頓着であった。朝貢論理を学ぼうとしなかったといえる。

総じて、日本はパクス・シニカの朝貢システムの礼的秩序の枠組みから外れていたと理解できるのである。つまり近世期の環シナ海地域においては、中国を中心とする朝貢関係システムと日本の鎖国システムが重なり合いながらも、並び立っていたとみるべきである。

礼的秩序は外交交渉の建前であって、実質的には力の論理が支配的であった。つまり朝貢システムというものは、力の論理があからさまに表出するのをさけて、王朝の体面・権威を国内的にも国外的にも整えるためのクッション機能をもつ政治的道具だといえるのではなからうか。

近世における中国と日本との対外システムの違いの根本的な理由は、両国の国内政治・経済体制が異なっていたことに求めるべきであろう。近世日本について重要なのは「国家の境界が強く意識されていたこと」「対外関係の閉鎖性でなく、権力による管理の強さ」である。(三谷 博『西洋国際体系』を準備した『鎖国』『東アジア世界の地域ネットワーク』)

藩の境界についても、藩主代替わりに隣接藩の境界確認を行っている。(高鍋藩と佐土原藩) また漁業権について、隣接藩の漁民による越境の紛争もあり、領国権力に対して「水手役を負担する浦浜のみが、浦方・浜方として村方・地方から区別されて漁業権を認定」(世界大百科事典「浦浜」)されていたという。この水手役の一つとして、唐船回送時の曳航役があるとみるべきである。

幕藩体制は、上記の如く強固な領主的私的所有権を基盤に持つ権力システムであったといえる。一方、中国は共同体的所有権が未成熟な社会であった。(註5) このことが幕藩体制と中国を中心とする冊封体制との違いを生んでいる根本的な相違点だと考える。

3 鄭氏東寧国台湾の滅亡と環シナ海地域システムの再編成

(1) 一六九六年の意義

鄭氏台湾・東寧国が1683年に滅亡したことにより、環シナ海地域システムが大きく改変した。その前史としての幕藩体制の形成期、明朝中国が衰退し滅亡し、さらに清朝中国がいまだ環シナ海地域の制海権を獲得するに至らない時期について、さらにその後の東寧国降伏後の朝鮮半島海域と琉球国海域についてまとめたい。(黒木2013年)

琉球、朝鮮、日本国内における要点を記す。

第1に 琉球国をめぐる日本と中国との支配権限のありかたに関わり、海難難民送還システムが変化した。従来は、琉球国に漂着した中国人海難難民は、唐船が破船したときには長崎を経由して日本ルートで回送されていた。ところが清朝が鄭氏を降伏(1683年)させ、環シナ海の制海権を確保したことにより、翌84年に清朝は琉球国に対して琉球国冠船による朝貢ルートを使っての海難難民送還を命じた。しかし幕府がこれを許さなかったため、琉球国は実行できなかった。とはいえ従来通り琉球漂着唐船を日本経由で中国に送還するわけにはいかないので、元禄元年(1688年)11月に、島津氏はやむをえず、琉球国に対して、漂着清国船はそのまま中国に帰帆させるように命じた。この間の公的漂着記録がないことからすると、清朝中国と日本との狭間にあつて、元禄元年をまたず琉球国は漂着唐船を帰帆させていたと考えられる。

環シナ海地域システム再編成について、元禄9年(1696年)がターニングポイントになる。清朝中国からの命令を受けてより12年後のこの年、幕府が環シナ海における清朝中国優位の力関係の実態を踏まえて、琉球国からの朝貢システム論理に従った海難難船・民送還の要請をようやく承認した。このため1696年以後は、琉球国への中国の海難難船・民が琉球国の進貢ルートにのせて送還されることになった。のみならず朝鮮船・人やその他の中国の冊封国の難船民についても、同様に琉球国の朝貢ルートを通して中国から送還されるシステムに変改されたのである。ただし幕府は、南蛮船、キリシタン宗門の疑いがある異国船が漂着、もしくは破船したときは、長崎に送り届けるように命じた。つまり、後者のキリシタン禁令を守るべき鎖国圏域に琉球国は止まるべきだという幕藩体制支配の継続との折衷的な命令だといえる。

もとより実際には薩摩船による朝鮮国への直接の送還もあったけれど、ほぼ原則と実態とが一致している。

かくして、環シナ海地域における日本の鎖国的な政治勢力圏域が公式には縮小するとともに、中国の冊封・朝貢システムの枠組みに琉球国が再編成されたということになる。

第2に朝鮮国について

近世期を通して朝鮮国は日本に統属されたことはない。しかし17世紀30年代から、朝鮮国は琉球国

とほぼ同様に日本の政治圏域（鎖国体制）のなかにあり、幕府からの再三のキリスト教禁止要請に協力する姿勢をとってきた。明朝滅亡後も朝鮮国は反清的動きをとっており、日本との関係は明朝滅亡後においても継続していたことが確認できる。つまり、近世初期において日本の（鎖国）圏域が朝鮮国、琉球国を含む広域の支配域をもっていたと理解できる。（註6）

しかしながら、鄭氏滅亡後には、朝鮮国は名実共に清国から冊封国としての政治支配を受けることになった。かくして幕府によるキリスト教禁止要請をはね除けることができたのであり、幕府も1686年以後は、朝鮮国に対して強い姿勢をとり得なかったといえる。

かかる朝鮮国をめぐる環シナ海におけるパワーバランスの変化にもかかわらず、朝鮮国と日本国間の海難難船民送還システムについては、17世紀末にもとくに変化がなかった。つまり琉球国のケースとは異なり、朝鮮からの海難難船民の送還を、中国を経由してのルートに改変されることはなかった。

朝鮮へのキリシタン取り締まり要請は、1639年からであるが、鄭氏滅亡後の貞享3年（1686年）8月9日に、老中首座の大久保加賀守忠朝が幕閣に対し、次のような提案と報告をしている。すなわち、清朝による台湾制圧を背景に、清朝中国でキリスト教布教も広められているとの情報が入っている。朝鮮は北京と陸続きであるため、朝鮮から日本にキリスト教徒が渡来する心配があるので、これまで以上にキリスト教ご制禁のことを朝鮮に伝えた。2年後の貞享5年5月になって朝鮮からの返答が届いた、という。ずいぶん返答が遅いということ、内容が不明であることから、もはや環シナ海地域における中国の政治支配権が確立しており、朝鮮国としては幕府にたいして追従する必要がない状況になったためと判断できる。（黒木2005年）

清朝が環シナ海の制海権を獲得したばかりのこの時期、1686年に、幕府としての朝鮮国へのキリスト教禁止の「命令」を打ち出したのを最後に、幕府はウチ向きの政策をとる方向への転換を遂げざるをえなかった。こののち、清朝が環シナ海の制海権を獲得しているという現状を幕府は追認せざるを得なくなり、朝鮮への政治介入も影を潜めることとなった。

その総仕上げが、琉球国冠船による朝貢ルートでの海難難民送還を幕府が認めるという政策変更に帰結する。すなわち1696年からは、中国船はもとより、朝鮮船や東南アジア諸国等の中国冊封国の船が琉球国に漂着した際に、海難難船民の送還について、破船であるなしにかかわらず、琉球国の朝貢ルートにのせて福州経由で送還することを幕府が認めるに至ったわけである。

第3に、清朝が環シナ海の制海権を確保したため、日本では日向国からの中国人海難難民の長崎回送ルートが、反時計回りに定められた。これは琉球国海域に接続する鹿児島藩海域を通過させることを避けた幕府の意図によると考えられる。

第4に、鄭氏降伏後の来航唐船の激増と、対抗する貿易制限令。これに対する抜け荷の増加。抜け荷対策とくに打ち払い令、唐人によるキリスト教の流入と抜け荷を避けるために、長崎では唐人屋敷（1689年）を設けて入居させ、従来の雑居状態を改めて唐人隔離政策をとった。

第5に、元禄2年（1689年）高鍋藩領海で破船した広東仕出し船を長崎回送した際、長崎に着いてみると経費は高鍋藩持ちとされた。長崎貿易を重視して、唐人の言うなりになっていた幕府は、漂着地藩に諸費用を「御馳走」負担させる方針をとることにしたのである。これもまた鄭氏滅亡による変化とみるべきであろう。

第6に 鄭氏が環シナ海の制海権をにぎっていた時期において、1683年に清朝に降伏するまでは、長崎来航唐船は鄭氏配下の唐船のみであった。長崎唐通事も鄭氏との繋がりをもっており、南福建系の華僑団体が長崎華僑社会を領導していた。

清朝は1684年から自由貿易を許したことにより、長崎来航の唐船数が激増した。これに対して、日本側では貿易制限令を出したが、とくに正徳新令(1715年)により、入港予約の貿易許可証である信牌をもつ船主にのみ、定められた貿易高の交易を許すという厳しい貿易制限政策が行われた。その結果、中国では信牌を獲得する競争が起こり、ついに江湖商人が福建商人に打ち勝ち、長崎貿易を支配していくこととなったわけである。

以上要するに、鄭氏東寧国の降伏により、台湾がはじめて中国の領土になっただけでなく、朝鮮国と琉球国が清朝冊封体制の枠組みに名実共に組み込まれることになった。もとより幕府・鹿児島藩は、環シナ海の表の世界では、琉球国を中国の冊封国として扱うが、実質的には幕藩体制内の「異域」としての琉球国支配を幕末まで実行したのである。

このように、政治的軍事的な環シナ海諸国の力の盛衰変動により、中国と日本を両軸とする国家権力の及ぶ範囲・圏域が拡大縮小したと考える。すなわち、中国中心の朝貢システムと日本中心の鎖国システムのせめぎあいとして、近世環シナ海域の動態を理解することを主張する。

4 漂着唐船「手当」上の諸問題

(1) 浦触文書の役割

浦触とは者頭クラスから出される公文書であり、海難唐船を長崎に回送するについて事情を説明し、各藩に対して領海海域に入り、海象によっては入港と航路案内、曳航、警護、水薪食料等の提供の協力依頼をするものである。とはいえ浦触は各藩宛に出されるものではなく、「浦々御順達」の回状、また「浦々回状」とも呼び、受け取ったら写しをとり、本状原本は回覧ご回達されるべきものであった。終着地は長崎であり宛名は用達商人、高鍋藩では糸屋が宛名であった。糸屋が長崎到着の回送船団の世話をし、奉行との仲介をすることになる。高鍋藩の回状の内容は次の通りである。

①差出人：漂着地藩の大名 家老、②秋月領に唐船漂着のこと、③漂着の日付、④長崎まで唐船唐人を警護し回送すること(福島から小倉経由長崎まで)、⑤護送船団の構成(関船何艘、小早何艘、曳舟何艘)、⑥通船の際の水先案内と曳航等をお願いする、⑦長崎の高鍋藩用達商人の袋町糸屋まで、浦々への順達を依頼する。

すなわち、依頼事項は①領海通船と寄港のこと②水薪食料の入手③海路案内④風雨等非常の節は曳舟・人夫等の調達であった。

浦触文書の役割をみると、連絡文書に止まらない。安政2年高鍋藩漂着唐船を長崎回送の際、航路を誤り周防国徳山に着いてしまう。回送ルートを外れてしまったために、唐船引き送りの浦触が回覧されていなかった徳山藩毛利氏に、図らずも面倒をかけることになってしまった。このとき徳山藩から了解を得るために、回送船団の責任者は、浦触写しを使って身元と唐船回送船団であることを証明確認した。浦触写しが証明書の役割も果たしたわけである。また迎え入れる浦々の各藩も「廻状写」を使って回送船団受け入れの準備や、船団の身元を確認する手続きを行った。双方が浦触回覧文書の写しをとって使用しており、浦触文書は長崎回送に関する重要な文書であったわけである。

(2) 曳舟曳航について

長崎回送にあたり、唐船は帆をかけることを許されていたのであろうか。否である。引舟（曳船）での回送である。唐船が、長崎奉行による審問を経ずに逃亡するのを防ぐために、帆など走り道具を外させての回送であった。したがって、回送船団の中に引舟役の漁船が用意されていたわけである。のみならず回送途次の各藩もまた、引舟を出して曳航を支援しようとする。

問題は他藩からの引舟加勢の申し出を受け入れるかどうかである。安政2年高鍋藩漂着唐船の回送事例では、延岡藩からの引舟の申し出を断って、家老から「何方様にてもお断りするよう」に命じられているという。この唐船曳航について、他藩からの加勢を断ることを原則としていた。しかしながら実際には、高鍋藩との関係が親密な毛利家に曳航を依頼しただけでなく、細川氏漕舟40艘の加勢をうけたほか、毛利家から引舟15艘、松平家には断るも、長州藩漕舟15艘、小笠原氏10艘、長府様漕舟5艘、筑前様漕舟12艘、小笠原氏漕舟50艘、松浦氏引舟14艘とある。しかもある藩が本気で曳航していないことを語る文面もあるほど、他藩からの曳航支援をすっかりあてにしている。もっともこの事例は、いささか例外的だといえる。

高鍋藩が原則として加勢を断るのは、メンツ体面のためか、後のお礼を心配するためか不明であり、後考を待つ。

(3) 庄屋の役割

漂着唐船について、村役人等のはたす役割に注目したい。

内藤藩の細島出役に際して、庄屋が重い責任を負わされている。とくに伊福形村庄屋の左平治は、内藤藩からの細島出役の宿割りなど万般の手配を命じられており、本人が病気ときは、親類の者が代理を務める義務を負っていた。この外、門川村庄屋や細島津兵衛、それに尾末浦の黒木庄十郎も賄米30俵を藩から預けられて重要な役回りを与えられていた。このように、出役等の軍事面を支える実質的な負担は、庄屋や船主等の在地の豪商・豪農がになっていた。さらには各藩での海難難民唐人に対する保護業務について、庄屋等がこれを実質的に担っている。

元禄2年、高鍋藩川南町平田海難唐船は破船したため、唐人を陸上で隔離することになった。このとき平田村の源助の屋敷に60間の長屋を建てさせ、唐人63人の居所としたこと。また船主兄弟は庄右工門の屋敷に、高鍋藩役人の賄い宿として、太郎兵衛、市兵衛、儀兵衛、十兵衛の4名が兼ね行うことを命じている。

また第一次長崎回漕船団の8月4日美々津出航に当たり、庄屋七郎左衛門の働きがみえる。庄屋の漂着唐船に関する役割については、延岡藩同様、高鍋藩においても庄屋等の在地の有力者が負担したわけである。

長崎回漕の途次においても、8月11日の毛利権三郎領の伊崎へ船の修繕のため繫留し、代官岡助太夫に案内を申し入れた際に、助太夫の使者として伊崎庄屋が来て、御用を承りたいと言っている。どの藩においても、庄屋等が藩命により海難難民の面倒をみることになっていた。のみならず、回漕についての支援もまた担当していたわけである。

安政2年高鍋藩漂着唐船の際にも唐人・唐船を無事に長崎奉行に引き渡すことが回送船団の目的であった。したがって、唐人・唐船を保護し、監視することが第一の役目であり、長崎への回送途次に迎えてくれる各藩浦々の庄屋、浦役、浦年行事、藩の役人などとの外交交渉が重要な仕事であった。

3月25日出帆前に、川内浦庄屋が回送の指揮船を訪ねての発言の中に、「逆風になれば、曳航に難渋するので、ただちに曳舟を引き出すように浦々に命じてあります」という。つまり、長崎回送船団への手当について、実質的な役割を担っていたのは浦庄屋であった。この先の浦々に回送船団を送るための引舟情報を流していたのである。

(4) 通詞について

寛政13年(1801年)正月に相次いで飫肥藩に漂着した2艘の唐船についての筆写本「唐船漂到筆話」すべて36番の問答は会話体の中国語の文章である。19世紀初頭に飫肥藩には唐話のできる人物がいたことがわかる。(註7) 筆者は飫肥藩士の壱岐桐園である。その弟子落合双石は後の安政2年漂着唐船の際に活躍する。壱岐桐園と落合双石はともに長崎での唐話修行を積んでいた。

飫肥藩より半世紀早く、高鍋藩は延享3年(1746年)に、松尾千十郎を長崎から唐通詞として雇う。七人扶持、中小姓格の中級武士の家格を与えられた。長崎唐通事家とのつながりをもつ。これ以前は、元禄2年屏田漂着の広東高州船のときの僧海桃のように、僧侶による筆談が行われた。日向国においてはこの2藩が唐話を重視した対処をしている。また、佐土原藩については、本宗家鹿児島からの出張通詞による。(黒木1994年)

(5) 鄭氏国家滅亡後の漂着唐船について宗教事項が軽視されていたと言えるか

元禄2年高鍋藩漂着唐船と元文6年佐土原藩漂着唐船の手当て記録を見ると、キリシタン関係情報が皆無であること。唐人の一人ひとりの名前や宗教事項等の記載がないことが目に付く。

清朝が鄭氏台湾を滅して環シナ海の制海権をにぎり、長崎貿易を解禁し、激増する来航唐船に対し、幕府は貿易制限を行い、唐船の積み戻りを命じた。そのために抜け荷が横行する事態となった時期である。ここでとりあげた元禄2年は、その対策として長崎に唐人屋敷が造られて、唐人を隔離し抜け荷を防止しようとした年であった。そのために、元禄2年漂着唐船に対する対処も唐物の取扱、すなわち経済的な側面に重点が置かれており、唐人をおさえること、とりわけ宗教事項が消えたと理解されている。(註8)

以上の元禄2年高鍋藩の対応を根拠としてキリシタンへの関心の薄さを幕府の方針であると理解する中村氏の見解には賛成できない。前記3(1)の貞享3年(1686年)老中大久保忠朝と幕閣の清朝の台湾制圧の結果としてのキリシタン布教への危機感を重視しておきたい。

この時期にヒトからモノに関心が移ったといえるか。幕府の政策基調としては、宗教事項について、またヒトについて無関心になったと言い切る事はできないと考える。キリスト教禁教は、明治初年まで続いている。また、長崎奉行配下の役人の業務マニュアル「唐方諸向仕役留」の49「漂着唐船請取并信牌卸ニ付役之事」に、唐人に踏絵をさせる事が記されている。同じく「唐方」弐「漂着唐船御請取」(七)にも、絵踏を踏ませる事が記される。後者は安永3年(1774年)2月25日の日付がある。後年の日向国漂着唐船記録には、キリシタン関連の記載が見える。キリシタンへの関心が薄いとすれば、この時期・

地域の一時的な現象であるといえる。

約半世紀後の元文6年(1741年)に佐土原藩に漂着した暹羅船主郭皆観唐船について、各人の宗教事項が明確に記されていることからキリシタン禁令は幕府の重要な政策だと考える。

(6) 寛政期における漂着唐人を上陸させるという手当について

寛政期には二つの危機があった。一つはロシア、大英帝国による侵略の危機と二には唐船による抜け荷の横行であった。

破船でないときに、漂着唐人を上陸させてよいかという問題について。延享4年(1747年)マニユアルでは、唐人の上陸を禁じている。この様に上陸を厳禁し、破船の場合には仮小屋に収容して番人との接触も遮断する等、人に対して極めて厳格な管理統制が行われている。その理由は、17世紀においてはキリシタン入国と難民入国の阻止が、海防上の最も重要な課題と認識されていたためである。しかし、その後、長門石見沖における抜け荷唐船事件の対処の中で、「人を上陸いたさせ、番人付け置き、立ち返らざる様にいたし」(寛政4年「異国漂流取計方之儀御書付」)とあるように、抜け荷唐船・唐人を捕獲する目的で上陸させるという方針の転換がみられたわけである。

それでは、この後、寛政期から幕末まで上陸させることになっていたかということ、そうではない。文化3年正月の「おろしや船之儀二付御書付」Bに、決して上陸させてはならないとあり、また天保13年7月「異国船打払之儀停止御書付」(『徳川禁令考』第71章)にも「上陸ハ為致間敷候」とあるように、寛政期の上陸令は一時的なものだといえる。

5 日向国各藩天領と高鍋藩の位置—日向国各藩の漂着唐船手当について—

漂着とは、碇を入れて停泊の意思を示した場合、及び破船して自力航行できない場合である。

漂着唐船があったときの対処手当を整理すると、唐船漂着地を領地としている藩がなすべきこととして、次の7項目にまとめられる。①まずは軍役令に沿って防備を固める。②軍船でないことが分かったら唐船唐人を一般日本人から隔離、保護する。③長崎・江戸にお届けの急飛脚を出す。西国郡代に案内(報告)をする。④長崎奉行からは、回送等の指示を受ける必要があったこと。さらに⑤隣藩へのお知らせをしなければならなかった。⑥長崎回送の道筋の各藩に対して、長崎回送のための浦触を出す。⑦長崎回送船団の準備手配を行う。金子、船、食糧、役員、水手、曳航のための漁船を準備し手配する。

高鍋藩が唐船漂着の事実を確認(船籍・乗員数・積荷等)したら、すみやかに①長崎奉行に報告し、指示を仰ぐ。かつまた②日田郡代(代官)・富高手代(代官)に報告し、③江戸の留守居をとおして、老中にお届けし、④隣藩の4藩にお知らせする。なお、本藩に漂着しない場合にも、隣藩に漂着の際には警護等が必要であるだけでなく、長崎奉行と江戸の老中に早々に報告しなければならなかった。ときに漂着地の藩よりも隣藩からのお届けが早いこともあった。お届け、案内、お知らせについて整理しておきたい。

(1) 日向灘沿岸の北部については、細島は、もと延岡藩領であったけれど、元禄5年(1692年)に天領となった。

そこで幕府は、同8年(1695年)に、近接する良港の美々津をもつ高鍋藩にたいし、細島に漂着の唐船の支配を命じた。また、延岡領に漂着の唐船については、もとより延岡一藩が始末する義務を負っていた。けれど、美々津・細島からも船を出すはずであり、高鍋藩にも責任があった。

一方、南部についても、日向国南端の福島が高鍋藩領地であるため、福島の北の飢肥伊東藩と南の大隅・薩摩を領する島津藩とも隣藩となる。したがって、隣藩への漂着船についても、幕府・長崎奉行に報告しなければならないために、高鍋藩は実質的に南北150kmに及ぶ日向灘一円の海防に目配りする責務を負っていたわけである。

(2) 高鍋藩の家老の政務分担として、財政・宗旨などとならんで唐船についての責務が与えられていた。そのほかに、漂着唐船を支配する随時の役職として、唐船都合がおかれ、家老が任命されている。

南の福島と北の港町・美々津には、それぞれに福島には郡代、美々津には番代という地域行政の長官が置かれて、通常の行政を執り行っていた。ともに異国船・唐船の発見に当たっては、至急、高鍋に報告する義務があり、現地での指揮をとった。福島・美々津からの連絡を受けたら、高鍋から奉行・者頭等の一番手が出発し、続いて唐船都合役の家老が出立つ。福島郡代・美々津番代は家老の到着を待ち、その命令を受けることになっていた。なお高鍋城下においては、町奉行が漂着船についても管轄したとみえる。その他の沿岸においては、遠見番所等からの情報が高鍋に届けられた。

(3) 平田浜漂着唐船記録・と美々津番代への心得等をもとに、漂着唐船への具体的な処置をまとめると。漂着船を発見したら①至急高鍋に報告し、番船を出して監視する。②碇を入れるか救助を求めたら入港させる。と共に、③漂着船が逃亡しないように、また密貿易が行われないように警備・監視する。ここまでするまでが、美々津番代・福島郡代の任務である。唐船都合の家老が指揮をとり、④船籍・漂着の経緯・乗組員情報・積荷等の漂着船情報を確認する。その情報を⑤長崎奉行に届け出て、指示を仰ぐ。かつまた⑥日田代官に報告(案内という)し、⑦江戸の(留守居をとおして)老中に届け出。さらには、⑧漂着船・民を長崎に廻送する前、領内に保護している間は、その状況を隣藩に逐一報告する義務があった。

一方、隣藩に漂着船があったときには、隣藩としては①漂着地の藩に対して隣家聞き合わせの権利・義務があったので、速やかに漂着船情報を入手し、②直ちにその情報を長崎奉行に届け出る。17世紀には(1689年・1699年)、江戸の老中にも届け出る義務があった。さらには隣藩にも通知している。③番船等の加勢の要請があれば応じると共に、④浮き荷物・死骸が領内沿岸に打ち上げられないかを見回る。このような堅密な情報交換を義務づけることによって、各藩が長崎奉行や隣藩の厳しい監視下におかれ、密貿易等の不正が行えない体制ができていたのである。なお、漂着しない漂流船発見の場合にも、長崎奉行と隣藩に報告している。

長崎奉行と幕府は、漂着地及び周辺各藩からの情報を併せ検討して、国禁を犯していないかを点検し得た。すなわち日向国においては、漂着唐船情報を長崎・江戸に一刻も早くお届けしなければならないという緊迫したシステムができていたと言える。また、周辺の諸藩相互間においても、漂着地高鍋藩から隣藩へのお知らせのみならず、隣藩佐土原藩は本宗家鹿児島藩のほか、さらに隣藩の飢肥藩にも芋蔓式にお知らせしていた。

長崎回送船団を迎える途次の各藩は、自藩の藩境まで無事に案内・曳航したことを老中に届け出なければならなかった。

かくして、無事に長崎回送を終えた漂着地藩から提出された「唐船一切の義」ならびに回送途次各藩からの国送り届出書の一セットが老中のもとにそろそろ。さらには長崎奉行からの報告とあわせると、漂着唐船に関する一連の(漂着唐船発見一救護・監視一回送一長崎奉行への受け渡し)一連の情報が、江

戸にそろふこととなる。

(4) 日向沿岸漂着唐船の回送路程については、長崎奉行から、豊後水道一下関經由で長崎に曳航するように命じられていた。左周りが原則である。ただし、元文6年(1741年)鹿児島藩の支藩の佐土原藩漂着唐船、享和元年(1801年)飢肥藩漂着唐船が薩摩廻しとなったこと、不明ながらも陸路をとったとみえる享和3年(1803年)年2月福島漂着船の三つの例外がある。

(5) 琉球船の漂流・漂着については、長崎奉行・鹿児島藩及び隣藩に報告している。なお他領への琉球船漂着情報を長崎に伝える必要はなかった。(1739年長崎奉行)にもかかわらず、高鍋藩はお届けを行い続けた。高鍋藩は長崎奉行の命令よりも時に厳格な手当を行っている。また漂着船が進貢船及び楫船の場合とその他の船とでは薩摩藩の対応が異なっており、前者では漂着地の藩に委ねることを避けたと見える。

(6) 天領漂着唐船対処手当と日田代官の役割

①日田代官・西国筋郡代(以下日田代官と記す)は、代替わりの度に日向国に漂着の唐船に対する対処の仕方(「取計向心得方」)について間違いがないように、長崎奉行に伺いを出して確認していた。さらに、長崎奉行からの附札のついた伺書を、先代から引き継いだものと合わせて勘定奉行にお届けした。各大名宛の命令は、勘定奉行を通して行い、詳細については日田代官が個別に大名に命じるというシステムであった。また、代官は富高手代をとおして日向諸藩の動向を厳格に監察し、勘定奉行に報告している。

②日向国の幕府領・細嶋に漂着した唐船等に対処するための手当おぼえマニュアルについて、日田代官のものと延岡藩(「漂着一式」)のものとを比較すると、延岡藩だけにあるものとして、長崎回送規程がある(33条から37条)。本文中に繰り返し確認されていたとおり、日向国沿海の天領に漂着した唐船・異国船については、下別府海岸に唐船が漂着したときには、飢肥藩伊東氏が対処し、細嶋沿岸に漂着の時には、延岡藩内藤氏と高鍋藩秋月氏が番船・引船を出して、長崎に回送するように定められていたからである。

日田代官は私領各藩に海難難民・船等をゆだね、長崎回送等の面倒で経費のかかる役割義務を負わないシステムであった。

九州の天領については私領にゆだねていたが、文政9年(1826年)遠州漂着得泰船(『文政九年遠州漂着得泰船資料—江戸時代漂着唐船資料集二—』関西大学学術研究所資料集刊13-2、1986年)の際には、代官羽倉外記が長崎への回送を担当している。羽倉外記(左門)秘道は西国郡代羽倉権九郎秘救(寛政12-1800年~文化7年)の子。(黒木2006年)。

③幕府領のみならず私領への唐船等漂着についても、日向国各藩は日田代官にお届けしていた。お届けする前に、日田代官が動く場合もある。まずは日田から元締め手代を富高の出張陣屋に派遣し、船数が多い場合等には日田代官が自ら富高に出向く。現場には手付手代を派遣する。つまり日向国は日田代官が管轄すべき地域であった。高鍋藩領心見に安政2年漂着の江南船について、『漂流船護送日記』が残されている。現場での必死の対応を行っている最中、発見から2日後に、富高からの手付が日の丸の小指を立てて、仰々しく「何かと理屈立て持込みの口舌ニ付、はなはだ可悪と存候へ共、平和相答申候」と、漂着現場に来た手付を迷惑がっている。藩からすれば迷惑な話であるが、確かに日田代官が私領への漂着唐船について手付を派遣している。豊前・豊後とあわせて三国について、日田代官が管轄していたのである。

④文政7年(1824年)西国筋郡代塩谷大四郎から、勘定奉行への伺文第25条の中に、従来、薩摩・大隅に唐・阿蘭陀船が漂着したときには、これまで私方つまり日田代官(西国筋郡代)に薩摩・大隅からの通達はなく、鹿児島藩が直ちに長崎に回送していた、という。つまり、鹿児島藩については、日田

代官が管轄していなかった。一方、「異国船」について、この度鹿児島藩から通達があった。以後、鹿児島藩からの異国船漂着等の通達にどう対処すべきか、と伺っている。19世紀20年代に、異国船漂着について、幕府領がない薩摩・大隅をも管轄することになったわけである。同様に、肥前・筑前・肥後・壱岐・対馬等からの異国船漂着の情報が届いたときの取り計らいについても伺っている。唐船等漂着について、これまで豊前・豊後・日向については管轄していたが、異国船漂着について、筑前・肥前を除く九州全域を新たに掌握・管轄することになったわけである。

⑤幕府領の役人はもとより、住人もまた幕府の権力・権威を笠に着ていたので、近隣の大名領住民からも嫌われていた。高鍋藩が元禄14年に細嶋漂着唐船対処マニュアル26条を出した。その第1条に、細嶋手代衆との相談については、三つのうち二つは細嶋手代衆の言うとおりにせよと述べている。また日田代官の代替わりの度に、高鍋藩は富高出張陣屋に酒肴などを届けて挨拶している（『続本藩実録』下324、377、394ページほか）。

良港細嶋が、延岡藩領から幕府領になったのは、元禄5年(1692年)のことである。有馬清純が領内不取締(山陰村逃散一件)により、元禄4年(1691年)所領を収公され、元禄5年2月に三浦明敬が、延岡に入封した。この時、細嶋は幕府領となった。これにともない元禄8年(1695年)5月には、高鍋藩が老中より御領細嶋への漂着唐船の支配方を命じられた。

細嶋を含めて日向国の幕府領が日田代官支配になったのは、享保5年(1720年)池田喜八郎季隆が日田代官に就任してからである。その2年後、享保7年に日田代官池田喜八郎のお伺いにより、北西の風のとときに高鍋藩美々津からの北上が困難なので、延岡城主牧野氏に命じて延岡から番船を出すようにした。かくして幕末まで、幕府領細嶋について高鍋藩と延岡藩が責任を負うかたちになったのである。

6 十八世紀末寛政期以降、幕末期における幕府の対外政策

寛政期におけるわが国の国際環境としては、前世紀18世紀末からのロシアの南下政策により、わが国には海防上の危機意識が生まれていた。寛政4年9月3日ロシアのラクスマンが根室に来航し通商を要求。海防の中心が唐船から欧米列強の異国船へと転換する時期である。

寛政期以後、幕府は広域海防体制を企図したけれど、各藩からの理解が得られなかった。

老中松平越中守定信は寛政3年(1791年)9月に、唐船漂着の節の手当提出を諸藩に命じた。このときに、新たに「隣領申し合わせ」を命じていた。さらに翌寛政4年11月にも、大名に対し領中はもちろん、隣領等へもかねがね手配の船・人数のほか、大筒の有無、隣藩との申し合わせ等の委細を文書で届け出るように命じている。(註9) また但し書きに、前々からの取り計らい方と寛政3年の達し後の手当等について提出せよと命じている。

これを受けて延岡藩は、寛政5年2月21日延岡藩江戸留守居松田銀右衛門が、延岡入封直後の延享4年(1747年)に差し出した書付の写し(二番の漂着船御条目)を添えて、三番から後の書付を老中に提出している。この内容を見ると、寛政4年の幕府の海防についての手当差し出し命令に対して、延岡藩は幕府領細嶋への軍役手当のみでお茶を濁したといえる。もっとも寛政5年3月に、幕府は沿海の大名からの「異船漂流用意」がなお届かないところがあると記しており(『続徳川実記』)、幕末へ向けての海防体制に危機感を持っていた。

次に軍役の人数・装備をみると、『徳川禁令考』寛永10年軍役人数割の定めには)内藤藩7万石相当では、馬上110騎、鎗100本、鉄砲200挺、弓50張、旗15本である。また慶安2年10月に人数1,463人と定められている。ところが寛政5年の内藤藩は、人数について一二の出役あわせて704人である。27番には水主を含めた総人数1,072人とあり、総計数に疑問もあるが、いずれにせよ、遥かに少ない出役人数である。

装備についても、武器の中で、とくに鉄砲の装備についてみると、一之出役、二之出役ともに4匁筒鉄砲20丁を装備し、計40丁である。この外、二之出役だけに、大筒3丁(百目筒1丁、五十目筒2丁)が加わっている。また十四反関船2艘に計20丁がみえる。この一・二の出役の装備以外にも、10匁筒の鉄砲30挺、30目筒大砲5挺などを用意することになっている。したがって、すべて合わせると、内藤藩は鉄砲は90丁、大筒8丁の装備だったわけである。寛永10年軍役令には、とくに大筒について定めがないけれど、鉄砲だけをみると、かなり軽い備えであるといえる。

同じく寛政5年における高鍋藩の備えの内、船数と鉄砲数を抜き出すと次の通りである。(『旧例抜書』による)関船2艘、漁船40艘餘、大筒役1人、大筒打10人、大筒13挺(但し100目玉より25匁まで)鉄砲50挺(但し10匁玉より4匁3分玉まで)、玉箱5箱。人数157人。飛び地福島にも、鉄砲30挺。人数145人。これを幕府の軍役人数割(『徳川禁令考』)と比較すると、3万石相当は鉄砲80挺、610人である。鉄砲の挺数は定めぬ通りであるが、出役人数が少ないことがわかる。

また、文政7年(1824年)における飢肥伊藤藩3万石の手当数を見ると、鉄砲76挺(大筒を含む)であり、ほぼ軍役令に従っているといえる。(黒木2006年)

内藤藩が譜代の大名であるために、軍備の不行き届きが許されたのであろうか。以上、幕末における日向各藩の海防体制が不行き届きであったのは明らかである。

寛政5年(1793年)2月5日、前年冬の幕府命令により、高鍋藩は2月9日付で松平定信に唐船漂流の節の手当マニュアルを提出した。(註10)その中に、

一 隣領より漂流船有之候段爲知來候ハ、早々人数手配申付、彼方案次第早速差向候心得罷在候、

右之通先手當申付候得共、時宜ニ寄番頭役之者差遣可申候、尤漂流取計之義ハ、去々年被仰出候以後、隣領え格別申合ハ不仕候得共、非番之義是迄互申合仕候儀候間、右漂流船等有之候ハハ、隣領申談候様兼々申付置候、右此度被 仰出付、取計之趣御届申上候以上

とある。寛政3年にすでに隣領との相談をすべきことが命じられていたにもかかわらず、高鍋藩は格別の動きがなかったことを吐露している。高鍋藩としては旧来通りの隣藩からの捨荷や遺体の漂着回収、取り締まりと加勢およびお知らせ情報の交換程度を想定しているのである。地勢的に海防に敏感な高鍋藩においてすら、新たな取組をしていない。幕府が侵略の危機対処を考えていたのと大きな隔りがある。幕末における海防危機の中で、各藩の状況では危ういとの思いが、先ずは幕閣のなかに生まれてきたのである。しかしながら、幕府の寛政期における対異国船、海防危機認識を各藩は全く理解できなかったといえる。

さらに寛政5年3月には、幕府は海防について、海防は一時のことではないので、永久の備とすべく、異国船漂着取締に関し、その出費が上下の民を虐せざることを戒むべきだという。(註11)恒久的な無理のない海防体制を構築するように命じている。

寛政6年(1794年)8月には、幕府は海辺の村や島々の地域行政を幕府が把握し、海防に備えるために、美濃紙にしたためて提出せよと命じている。(註12)

以上要するに、幕府は18世紀末において、欧米帝国主義の侵略に直面しているとの明確な認識をもち、藩ごとの旧来の海防体制では済まない状況を踏まえて、いち早く全国各藩に対し、隣藩との共同による広域で且つ大砲など大型火器の備えを命じ、幕藩体制の枠組みを超えた海防体制の構築に取り組もうとしたと判断できる。

19世紀初頭のこの時期には欧米列強「異国船」対策とあわせて、海防上の備えについて諸藩が連合するように命じ始めている。しかし残念ながら、各藩の理解を得ることができなかつたといえる。もとより幕末に至るまで、幕府主導によっては海防上の幕藩体制の構造的限界を乗り越えることはできなかつたのである。

7 幕末期の対外政策と漂着唐船取扱

19世紀幕末期における、開国をせまる米露英仏4国等の暴力によって鎖国体制崩壊に立ち至る前後の海防政策についてみると、フェートン号事件等の異国船の侵入と乱暴に対して、幕府は文政8年(1825年)3月16日異国船打払令(無二念打払令)を出した。その直後、同年6月4日に漂着唐船オランダ船が打払いを受けないために、唐船異国船の船形帆印を描いて提出するように諸藩に命じた。したがって、この後の各藩への漂着唐船について、それぞれの藩ごとに、お抱え絵師を使つての絵図が描き残される事になったのである。無二念打払令では、通航関係にある阿蘭陀船をも異国船として砲撃する事もやむを得ないとの姿勢であつた。

さすがに9月にはオランダ船が砲撃を受けないように、オランダ船には「日本通商」の目印をたてさせた。(高鍋藩には10月15日続本藩実録)

九州では、天領の海防を隣領の大名が担当しなければならなかつた。異国船打払令が出されたころの西国筋郡代の塩谷大四郎は、文政8年に勘定奉行を通して天領の隣領大名に対して、天領の万一に対する防備命令を再確認した。(黒木2006年)

安政開港前後の危機的状況の中で、全国の沿海地域での戦闘を想定して幕府は種々の対策を立てて実行している。

まず第1に、嘉永3年(1850年)には、沿海の大名達に対し、海岸線の浅深を絵図に描かせて提出させた。

第2に、異国船に対する海防体制整備のため、地方にも砲台を設けさせ、安政元年末には幕府が諸藩に対して砲術等の操練を命令した。高鍋藩では、翌安政2年正月から操練を実施している。

操練の命令だけでなく、安政2年3月には、古来の名器や時の鐘として使用されているものを除き、寺院の梵鐘を鋳つぶして大砲鉄砲を造り、弾薬等も備えることを命じている。

開港の10年ののち、生麦事件後の鹿児島藩と英国との文久3年(1863年)7月の薩英戦争、その1年後元治元年8月には下関における長州藩の対英米仏蘭4カ国との下関戦争のいずれにも西洋軍勢力の前に屈することにはなつた。しかし、局地的な欧米列強との戦争は、日本人が短期間に西洋砲術を習得できる力量を持っていることを内外に示した。とともに、西南雄藩が攘夷から開国に転じる契機ともなつた。

さらには対外的危機感の中で、国民国家意識が成長した。すなわち欧米列強に対抗するためには、集権的とはいえ本質的には地方分権制である幕藩体制を崩壊させて、近代的な中央集権国家を建設するしか日本の生きる道はないとする政治思潮が醸成され、明確に認識されるに至ったわけである。

この日本の幸運な状況に比して、中国はアヘン戦争後の南京条約での開港、さらに英仏帝国主義の侵略による1860年の北京条約での開国と、半植民地への道を歩まされた。しかも清朝帝国に最後の引導を渡したのは新興帝国主義国日本による中国侵略の結果としての下関条約であった。

第3に、同じく安政2年に、日向国高鍋藩と飢肥藩に漂着した中国沿海交易商船（江南商船）に対する長崎回送の様子を見ると、各藩の対応そして長崎奉行に引き渡すに至る一連の手当について、従来通りの厳格な姿勢が貫かれていると見るべきである。漂着唐船回送システム、隣藩や回送途次の諸藩からの江戸・長崎へのお届け等の漂着唐船情報伝達システムも変わらず機能していた。もとよりキリスト教禁令も生きていた。したがって、開港後日米和親条約（安政元年3月3日）以後においても、鎖国システムが完全に崩壊していたというわけではなかったといえる。

しかしながら、子細に見ると、後者の飢肥漂着唐船は、先に土佐浦戸に漂着していた。土佐藩がこの沙汰寿船を長崎に回送する途次に「放ち船」となり、再び漂流して飢肥藩折生迫に漂着したという。すでに漂着唐船に対する緊迫感が薄れていることは否めない。幕府からの土佐藩への咎めも特段無かったわけであり、唐船への手当について幕府の関心が薄くなっていたとの鎖国体制の緩みを各藩が認識している。

延岡藩の手控えに、これまでは漂着唐船のことを厳重に管理するため、日田の西国筋郡代が自ら出張してきていたのが、勘定人の出役のみになった。また土佐に漂着の唐船について、この春放ち船になったにもかかわらず、お咎めもない事からすると、近年は唐船漂着についてお手軽になされるようになった、という。

日田の西国筋郡代も、米英等の異国船からの襲撃を極度に恐れていた反面、漂着唐船については自ら富高に出向くこともなく、唐船への関心がほとんど無くなったといっていよい。

開港後の安政2年になると、高鍋藩から、もはや漂着唐船を旧来どおり長崎に回送する必要性が無いという勝手な判断が出てきた。同年6月27日、高鍋藩江戸留守居から老中宛「異国船引渡伺」が出された。そこでは、もはや開国しており、異国船が度々渡来する時代である。漂着唐船を長崎に回送している間に、異国船が来着する様な事態が生じたら、船、水主共に不足する。そこで、直ちに中国に帰国したいと願う唐船は、順風次第、帰国させてはどうか。あるいは、長崎までの海路不案内の場合は、高鍋藩の船1艘を案内に出すという簡便な方法をとらせて戴きたいという具体的な提案をしている。さすがに幕府はこれを許さず、従来通りに手当てしろと命じている。しかし、時代の流れをもはや止めることは出来なかった。

このあと安政5年4月に、高鍋藩は再度伺書を提出した。これまでは異国船を発見する都度、届出ていたけれど、今後は上陸等の異変の時を除き、ついでの折りにまとめてお届けしたいとの願いである。同年11月に幕府が許可している。

後記

20世紀末から取り組んできた近世日向漂着唐船研究を2015年に川越泰博先生により『近世日向国と漂着唐船』として取りまとめるようにご指導を受けた。小稿はその結論として準備した原稿である。不肖の怠慢により、出版が遅延しているので、一先ずご批正を受けるために発表した。根拠となる論文は下記のとおりである。紀要は『宮崎女子短期大学紀要』、新紀要は『宮崎学園短期大学紀要』である。

1	17世紀・18世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾	紀要31号2005年
2	17世紀鄭氏台湾の滅亡による環シナ海地域システムの再編成について	新紀要5号2013年
3	近世日向漂着唐船情報の伝達・管理システム	紀要26号2000年
4	延岡内藤藩の幕府領細嶋漂着唐船対処マニュアルについて	紀要27号2001年
5	幕末期における日向漂着唐船と海防体制	新紀要1号2009年
6	近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易	紀要23号1997年
7	元禄二年に高鍋藩屏田村沖で難破した唐船について	新紀要2号2010年
8	寛政十三年飢肥藩漂着唐船について	新紀要7号2015年
9	元文6年佐土原漂着の乍浦仕出し「暹羅船」	宮崎県地方史研究紀要20号1994年
10	安政二年折生迫漂着江南沙汰寿商船について	紀要21号1995年
11	国立公文書館所蔵『唐船一件』について	紀要32号2006年
12	安政二年高鍋藩漂着唐船護送日記	紀要29号2003年
13	近世日向漂着唐船・琉球船年表	新紀要4号2012年

註

- (1) 鄭氏滅亡に関する学説整理は松方冬子(杉本房代訳、劉序楓校修)「唐、蘭風書中有關鄭氏政權瓦解的訊息及其傳日經過」『臺灣史研究』巻期19:1、頁173-192、2012年。
- (2) 劉序楓「清代における日本人の江南見聞一薩摩船の漂流記録『清国漂流図』を中心として」『川勝守・賢亮博士古希記念 東方学論集』(汲古書院、2013年)。のち19世紀70年台の日本による「琉球処分」時における清朝には、救援依頼があったとしても、戦闘能力が欠如していた。もとより、清朝冊封体制が崩壊したのは19世紀末、清仏戦争(1885年)敗北後に冊封国ベトナムがフランスの植民地になり、さらには日清戦争の敗北により台湾を略奪され、朝鮮国が冊封国でなくされたことによる。(宮崎市定『中国史下』岩波文庫、2015年。第三編近世史5清、清朝の滅亡、岸本美緒『中国の歴史』ちくま学芸文庫、2015年など)。
- (3) 黒木國泰「漂流・漂着船史料からみた17・18世紀環シナ海地域システムと鎖国体制」『宮崎女子短期大学紀要』25号、1999年3月。
- (4) 劉序楓前記論文に、19世紀初めに中国漂着薩摩人が江南諸都市での歓迎に驚き感動している様子が生き生きと描かれている。
- (5) 足立啓二(「専制国家と人類史発展の諸類型」『シンポジウム歴史学と現在』、柏書房、1995年)は中国社会について、「基本的には安定した集団は存在しない。安定した集団が存在しないがゆえに地縁と血縁を最大限に使いながら、非常に個別的に親密な関係を人々が維持する。二者間関係のネットワークを極力保持しようという努力の集まりの結果、地縁血縁関係ネットワーク社会と

して中国社会がある。」という。華僑華人社会論の三縁（地縁・血縁・業縁）、パン社会ネットワーク理論の背後社会を突く鋭い批判であり、首肯できる。

- (6) 黒木 2013 年執筆の時点では気付かなかった山本博文「日本の沿海防備体制と朝鮮」『歴史評論』516、1993 年 4 月がある。山本氏は基本的には黒木と同様のことをより詳細に論じている。ただし、鄭氏滅亡後の変化には言及していない。
- (7) 黒木國泰「寛政 13 年飢肥藩漂着唐船について－「唐船漂到筆話」を中心に－」『宮崎学園短期大学紀要』第 7 号、2015 年。
- (8) 中村 質「漂着唐船の長崎回送規定と実態」『近世近代史論集』吉川弘文館、1990 年。『近世対外交渉史論』2000 年に再引)。中村先生は『隈江家記』に引かれる長崎からの手当覚に宗教事項がないこととも符合しているとする。
- (9) 『通航一覽』付録卷 14、海防（異国船扱方）部 14、寛政 4 年 11 月 8 日の条に、異国船漂流之節取り計らひ方之儀に付、去亥年相達し候趣、領中は勿論、隣領等へも、兼て手筈可被申合置事に候、前以議定いたし置可然筋は、可被相伺旨、去年中相達候儀にも候間、兼々手配いたし置候船人數、其外大筒有無、并一體之心得方、隣領申合之趣等、委細書付にて可被差出候、尤不時に御役人御用序等之節、相越手配之様子見分いたし候事も可
有之候間、右様の節早速人數差出し、手配備之様子等見分を請候様可被致候、
但、前々より右手配、且隣國之申合等、仕來候場所之儀は、右前々より之取計之次第、
并去年相達し候以後申し談等之趣も、可被書出候事、
右之通、海邊領分有之萬石以上之面々江可被達候、
十一月
とある。また前掲高鍋藩「舊例抜書」838 ページにもほぼ同文が掲載される。
なお、『文恭院殿御實記』卷 13 寛政 4 年 11 月にも簡略であるが記載が見える。
- (10) 藩法研究会『藩法集』1 2 続諸藩（創文社、1975 年）所掲「高鍋藩旧例抜書」838～840 ページ。『続本藩実録』卷 8、寛政 5 年 3 月 8 日の条に、2 月 9 日に幕府に手当を届けた情報が高鍋に届いた旨記載されている。それより前 3 月 3 日の条に、「異国船唐船漂着之節取計帳面出来諸士惣出仕披見心得居候様可申達旨被仰付」と、この手当取り計らい帳面を藩士総出で確認し、抜かりなきように取り組んでいる様子が記される。
- (11) 『通航一覽』附録卷 1 4 寛政 5 癸丑年 3 月 446 上に「近年度々備向之儀被仰出候事に候、勿論一時之儀にも無之、永久之備に候得者、往々手當怠りなく、いつとても手筈届候様相心得、人數・船方調練等、兼て獵拵之？相試、武器修理等も不怠心掛、常々無油斷儀勿論に候、船見番所等取立候にも、後來之處勘辨いたし可被申付候、出張所等は総圖を以可被伺候、一旦之被仰出之様に相心得、當時俄に嚴重に候ても、後々難行屈様にては甚以如何に候、且又右等之用度に付、用金等之沙汰に及び、下々難儀いたし候儀などは有之間敷事に候、此等之趣、よく々々可被心得候、右之通、海邊領分有之萬石以上之面々江、可被相觸候、」とある。また、『文恭院殿御實紀』卷十四 寛政 5 年 3 月 17 日の条に、「けふ萬石以上の輩に令せられしは。異船漂流用意の事さきざき仰出されしかど猶届かざる所もあるよし聞こゆ。」に続き、『通航一覽』の上記文の要旨が記載される。したがって、上記の命令の日付は寛政 5 年 3 月 17 日だと考えられる。
- (12) 高鍋藩は寛政 6 年 8 月 27 日に江戸で留守居が呼ばれて命じられている。
寛政六年（1794）九月一六日八月二七日江戸ニ而御留守居御呼出、御領分海辺附村々国郡村名、順能相認、他領境之分ハ、隣村誰領等申所委細相認、差出候様被仰付、若御領分之内嶋在之候ハ、是又委細書付差出候様、尤美濃紙相認可差出被仰付（高鍋藩『続本藩実録』卷八）